

令和6年1月15日

令和6年登米市議会定例会 1月招集議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第1号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第2号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	5
議案第3号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	9

議案第 2 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 月 15 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同表戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用	戸籍電子証明書提供用識別符号	400 円	1 通をもって 1 件とする。
--	----------------	-------	-----------------

識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
--	--	--	--

別表戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同表戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号	700 円	1 通をもって 1 件とする。
---	----------------	-------	-----------------

別表戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「事項の証明書」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、

「	「	を	に改め、				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">受理証明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受理証明（上質紙）</td> </tr> </table>	受理証明	受理証明（上質紙）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">受理証明書、届書等の記載 事項証明書又は届書等情報 内容証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受理証明書（上質紙）</td> </tr> </table>	受理証明書、届書等の記載 事項証明書又は届書等情報 内容証明書	受理証明書（上質紙）		
受理証明							
受理証明（上質紙）							
受理証明書、届書等の記載 事項証明書又は届書等情報 内容証明書							
受理証明書（上質紙）							
」	」						

同表戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧の項中「書類」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同表消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可の申請に対する審査の項及び消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査の実施の項中「※ 1 の(1)」を「※ 1 の項の(1)」に、「※ 1 の(2)」を「※ 1 の項の(2)」に、「※ 1 の(3)」を「※ 1 の項の(3)」に改め、同表高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の項の(1)中「※ 3 の部及び※ 5 の部」を「※ 3 の項及び※ 5 の項」に改め、同項の(2)中「※ 3 の部及び※ 5 の部」を「この項、※ 3 の項及び※ 5 の項」に改め、「金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000 円）」を加え、同表高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査の項の(3)中「この部」を「この項」に改め、同表高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査の項中「※ 2 の部」を「※ 2 の項」に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改め、同表高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査の項中「※ 3 の部」を「※ 3 の項」に改め、同表高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく第 1 種貯蔵所の変更工事に係る完成検査の項中「※ 4 の部」を「※ 4 の項」に改め、同表液石法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく液石法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の項中「部」を「項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可の申請に対する

審査の項、同表消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査の実施の項、同表高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の項、同表高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査の項、同表高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査の項、同表高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査の項、同表高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく第 1 種貯蔵所の変更工事に係る完成検査の項及び同表液石法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく液石法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年1月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が

義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

4	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--

別表第2の1の項中「（昭和25年法律第114号）」を削り、同表に次のように加える。

4	市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当法（昭和46年法律第73号）に

		よる児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		残留邦人情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。